

別表

ジュニア・少年・成年強化事業 補助対象経費・補助基準額・実績報告時の提出書類

費用	項目	補助対象経費	補助基準額	実績報告時の提出書類	備考
旅費	交通費	1 一般公共交通機関 (JR、私鉄、路線バス、フェリー等)	1 実費相当額 (移動距離が片道100km以上の場合は特急往復料金も含む)	1 交通機関又は旅行者等が発行する領収書	1 一般公共交通機関の運賃については、中・高校生及び大学生は学校所在地、その他は勤務先(自営は現住所)から会場までの運賃とする
		2 燃料費	2 自家用車運転者の自宅最寄駅を起点とし、会場最寄駅までの鉄道営業距離数(最短)に、1kmにつき20円を乗じて得た額。なお、1km未満の端数については切り捨てるものとする	2 ①自宅最寄駅から会場最寄駅までの経路及び距離が分かる書類 ②競技団体長による支払証明書及び受領者の領収書	2 自家用車を使用する場合は、使用する自動車が悪害賠償法に規定する責任保険又は、責任共済のほか、運転者に適用される対人賠償1億円以上、対物賠償500万円以上の任意保険に加入し、当事者の保険を適用することとする。また、万一事故等が発生した場合は自己責任とする
		3 有料道路通行料。ただし、有料道路を利用することが通常経路である場合に限る	3 実費相当額	3 道路管理者が発行する領収書又はETC利用証明書	
		4 駐車料金。ただし、利用会場、宿泊施設等において駐車料金を徴収する場合に限る ※自家用車の台数は、事業参加人数を5で除した台数を上限とする(端数切り上げ)	4 実費相当額	4 取り扱い業者が発行する領収書	4 駐車場代については、会場地及び宿泊施設でそれぞれ1日1回までとする(一度出庫し、再度入庫する場合の費用は対象外) ※招へい試合における相手チームの旅費の支給については、全国レベルの選手・チームに限り認めるものとする
	宿泊費	事業実施に伴う宿泊費	1人1泊11,000円(朝・夕食代を含む)を上限とする実費相当額	宿泊施設又は旅行者等が発行する領収書	
需用費	消耗品費	1 競技用消耗品、事業実施に必要な消耗品費(水分補給に必要な飲料水代を含む)	1 補助金内示額の20%以内の額	取り扱い業者が発行する領収書	ライフル射撃、自転車、フェンシング、セーリング、クレー射撃、アーチェリーの各競技については、競技用具に係る消耗品について消耗品費の限度額を越えることができる
		2 ジュニア体験教室及び選手発掘事業開催に必要な事務用品代	2 1事業につき30,000円以内とする		
通信運搬費		1 競技用器具等の運搬費	1 1事業につき60,000円以内とする	取り扱い業者が発行する領収書	馬術、ローイング、カヌー、セーリングの各競技については、大型競技用具の運搬に係る経費について通信運搬費の限度額を越えることができる ジュニア体験教室及び選手発掘事業開催案内送付に必要な経費については、送付先リストを添付することとする
		2 ジュニア体験教室及び選手発掘事業開催案内送付に必要な経費	2 1事業につき30,000円以内とする		
使用料及び賃借料		1 会場使用料及び競技用器具・用具に係る賃借料	1 実費相当額	1 会場管理者等が発行する領収書	
		2 バスに係る借り上げ料及びマイクروبス・乗用車に係る賃借料	2 実費相当額	2 取り扱い業者が発行する領収書	
大会参加費		大会に参加するための参加費	補助金内示額の20%以内の額	大会主催者が発行する領収書	馬術、セーリング競技については、大会参加費の限度額を越えることができる
印刷製本費		ジュニア体験教室及び選手発掘事業開催に必要な印刷製本代	1事業につき30,000円以内とする	取り扱い業者が発行する領収書	

※領収書は、支出内訳(内容、数量、単価等)が記載されたものを提出すること。

なお、領収書に記載された内容が証拠書類として不十分な場合は、請求書等の支出内訳がわかる書類を添付すること。

※銀行振込による支払いの場合は、領収書又は銀行振込明細書に請求書等の支出内訳がわかる書類を添えて提出すること。